

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 1 ごみ処理の基本目標

#### (1) 基本理念

東大阪市では、これまで「環境にやさしい ごみを出さないまち 東大阪の実現」を理念に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

今後は、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、ごみの減量や資源化を進めるとともに、これまで以上に循環型社会形成に向けた3R<sup>\*</sup>の取り組みを推進していく必要があります。

本計画においては、市民・事業者・各種団体・行政がそれぞれの役割を認識し、協力を深め、よりよい地球、よりよい東大阪を後世に残していきたいという想いを込め、「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を理念として掲げ、取り組みを進めます。

#### 基本理念

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現

#### ※3Rとは…

ごみを減らすための重要な取り組みである3Rは次のとおりです。

- ① リデュース (Reduce) 発生抑制 ⇒ 無駄なごみを減らす
- ② リユース (Reuse) 再使用 ⇒ 使用済みになったものを繰り返し使用する
- ③ リサイクル (Recycle) 再生利用 ⇒ ごみとせず資源として再生利用する

循環型社会形成推進基本法において、③リサイクルは、その再生利用過程でエネルギーを消費するなど新たな環境負荷が発生することもあることから、まずは①リデュースと②リユースの2Rを推進することが、ごみ減量の取り組みとして重要であるとしています。

## (2) 計画の基本方向

基本理念の実現には、循環型社会形成推進基本法に明記されているごみ処理の優先順位のとおり、ごみの発生を抑制（リデュース）と製品の再使用（リユース）を優先し、その後、市民・事業者・各種団体・行政が協働して、ごみの減量、資源化を推進していく必要があります。そのために、以下の3つの基本方向を定めます。

### 基本方向Ⅰ．もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

市民・事業者・各種団体が、自発的に「ものを大切にする生活」または「環境に配慮した事業活動」を実践するため、環境学習の機会を増やすとともに、事業者が環境にやさしい事業活動を実施できるよう、施策の充実を図ります。

また、ごみ処理費用の適正負担についても、継続して研究、検討を進めます。

### 基本方向Ⅱ．分別・リサイクルの推進

家庭から排出される資源については、市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割と責任を認識し、相互に協力しあい、リサイクルへ協力できるような資源回収システムの形成をめざします。

事業所から発生する資源については、事業者が自ら再生利用を推進することを原則とし、減量指導の充実、情報提供の拡充に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみの減量、リサイクルを推進します。

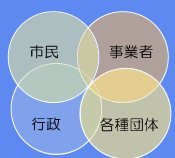
### 基本方向Ⅲ．環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみについては、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって焼却施設、破碎施設、資源化施設などに搬入し、適正処理や再生利用を進めます。また、施設整備にあたっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備をめざします。

また、多発する災害に備えるため、災害時の廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の充実を図ります。

## 基本理念

# 「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現



パートナーシップで  
基本理念を実現します

基本方向Ⅰ	基本方向Ⅱ	基本方向Ⅲ
もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進	分別・リサイクルの推進	環境に配慮した適正処理の推進

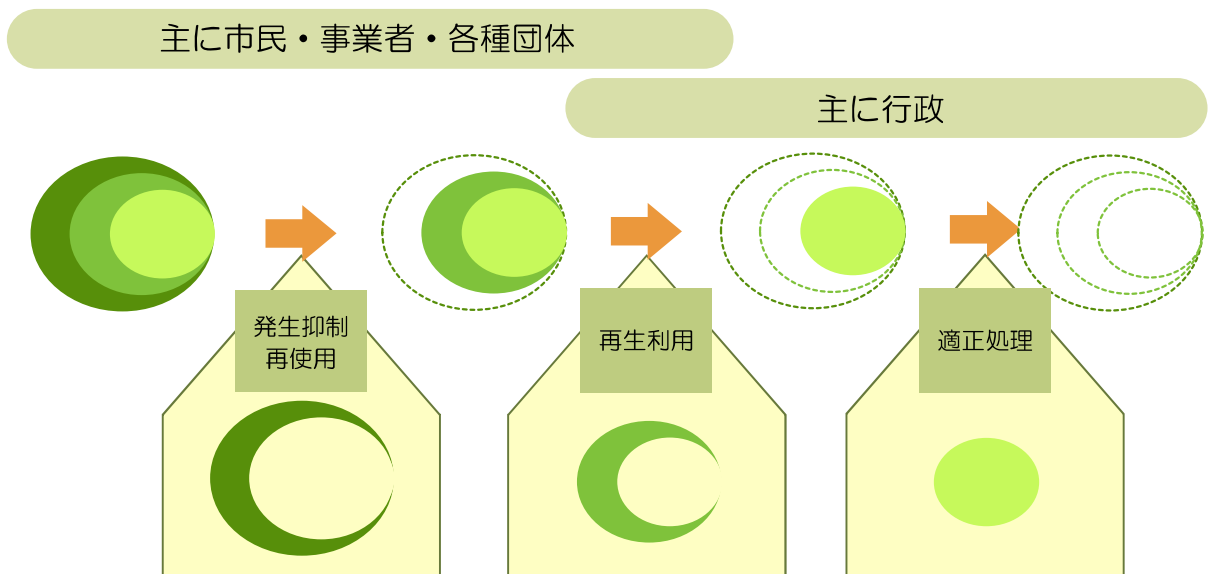
3R（発生抑制・再使用・再生利用）

適正処理が中心

2Rが中心  
（発生抑制・再使用）

リサイクルが中心  
（再生利用）

### 優先順位を加味した施策展開のイメージ



基本施策や重点プロジェクトの展開にあたっては、2R（発生抑制と再使用）に係る取り組みを最優先とし、次にリサイクル（再生利用）による資源化をめざします。

3R施策によりごみの減量と資源化を図りつつ、それでも行政が処理する必要があるもの（家庭ごみ（燃えるごみ）、もえない小物（不燃の小物）、選別後残さなど）については適正処理に努めます。

## 2 ごみ処理の数値目標

(1) ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

表 21 ごみの総発生量・発生抑制量などの指標

項目	年度	R1 基準年度	R7 中間目標年度	R12 最終目標年度
	人口（第3次東大阪市総合計画の目標人口）		494,640人	492,027人
総発生量 ①	家庭系	108,909 t	113,358 t	110,890 t
	事業系	84,855 t	79,979 t	78,333 t
	合計	193,764 t	193,337 t	189,223 t
発生抑制量 ②	家庭系	0 t	4,042 t	6,625 t
	事業系	0 t	1,570 t	2,641 t
	合計	0 t	5,612 t	9,266 t
発生抑制後の 総発生量 ③=①-②	家庭系	108,909 t	109,316 t	104,265 t
	事業系	84,855 t	78,409 t	75,692 t
	合計	193,764 t	187,725 t	179,957 t
発生抑制後の 総排出量 (集団回収・市民、事業者独自の 資源化含まず)	家庭系	98,570 t	94,343 t	88,179 t
	事業系	76,947 t	69,198 t	64,784 t
	合計	175,517 t	163,541 t	152,963 t
1人1日 あたりの 排出量	家庭系ごみ 1人1日あたり	545 g/人/日	525 g/人/日	501 g/人/日
	事業系ごみ 1人1日あたり	425 g/人/日	385 g/人/日	368 g/人/日
	1人1日あたり	970 g/人/日	911 g/人/日	870 g/人/日
処理量	焼却処理量	167,943 t	153,841 t	140,709 t
	最終処分量	27,233 t	25,068 t	22,951 t
資源化率	資源化量	25,721 t	33,769 t	39,120 t
	資源化率	13.3%	18.0%	21.7%
食品ロス 発生量 (概算)	家庭系	15,500 t	13,798 t	11,147 t
	事業系	14,000 t	12,199 t	10,935 t
	食品ロス発生量	29,500 t	25,997 t	22,082 t



(2) 減量目標

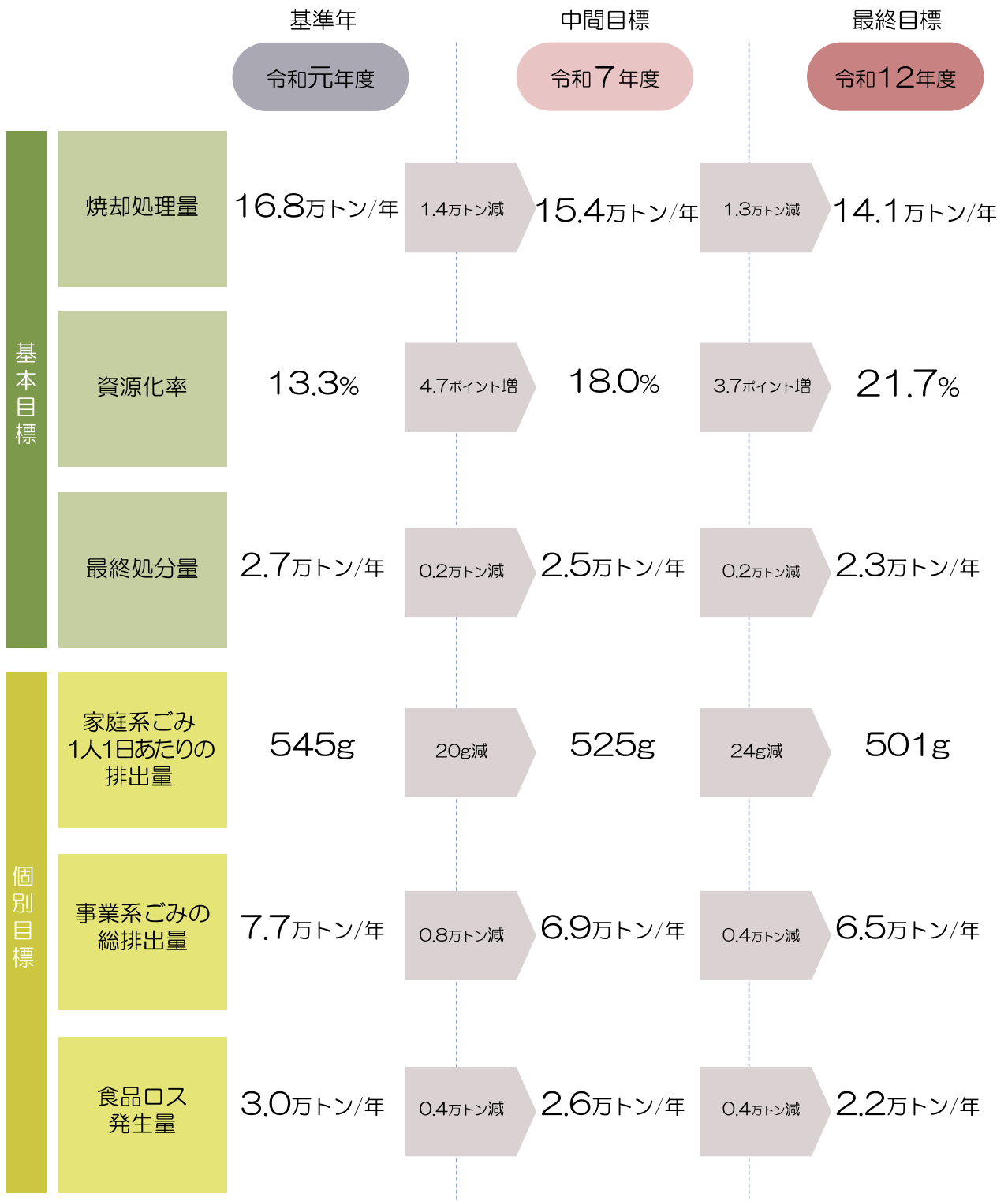


図 23 減量目標値

表 22 家庭系ごみの分別排出率（基準年度と最終目標）

項目		年度	分別排出率 <sup>※1</sup> (%)	
			R1 年度 基準年度	R12 年度 最終目標
紙類			37	62
布類			29	29
缶・びん			76	90
プラスチック類	ペットボトル		52	80
	その他のプラスチック製 容器包装		21	45
蛍光管・乾電池・小型家電			16	33

※1 分別排出率＝資源として分別して排出された量÷（家庭ごみ中の資源の量（組成調査）＋資源として分別して排出された量）

表 23 特定事業者<sup>※2</sup>の事業系ごみ再利用率（基準年度と最終目標）

項目		年度	再利用率 <sup>※3</sup> (%)	
			R1 年度 基準年度	R12 年度 最終目標
紙類			95	98
厨芥類			7	30
缶・びん			84	98
その他（布類など）			10	30

※3 再利用率＝資源として分別して排出された量÷（廃棄物処理量＋資源として分別して排出された量）

※2 特定事業者とは…

次の一定規模以上の事業所を持つ事業者のことで、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者を指します。

- (1) 1,000 平方メートル以上の店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。）を有する店舗をもって小売業を営む者
- (2) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院のうち患者 200 人以上の収容施設を有するものを開設している者
- (3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校、同法第 83 条に規定する大学及び同法第 108 条第 2 項に規定する短期大学を設置している者
- (4) 3,000 平方メートル以上の延べ面積を有する興行場、遊技場、集会場若しくは旅館においてそれぞれこれらの営業を行う者又は 3,000 平方メートル以上の延べ面積を有する事務所において業務を行う者

### 3 SDGs との関わり（SDGs:持続可能な開発目標）

SDGs（エス・ディー・ジーズ、Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすための世界共通の17の目標です。

東大阪市一般廃棄物処理基本計画は、SDGsが掲げるゴールと施策の関係を明らかにすることで、市民・事業者・各種団体のみなさまとともに持続可能な社会の実現に貢献します。



図 24 持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴール

ゴール1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
ゴール2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成し、持続可能な農業を推進する
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
ゴール4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
ゴール5	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
ゴール6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
ゴール7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
ゴール8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
ゴール9	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
ゴール10	国内及び国家間の格差を是正する
ゴール11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
ゴール12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
ゴール13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
ゴール14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
ゴール15	陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
ゴール16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
ゴール17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画とかかわりのある主な SDGs ゴールと実現に向けた本市の取り組みは次のとおりです。



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する  
 ごみ出しの支援を行うことで、高齢者や障害者が健康的な生活を送れるようサポートします。



すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する  
 子どもと大人、すべての人々が環境教育や環境学習を通してごみや資源に関して学ぶことで、ごみの発生や資源利用が環境に与える影響を知り、ごみ減量や資源循環に対する意識の向上を図ります。



すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する  
 下水道の整備、合併浄化槽の普及促進、し尿や浄化槽汚泥の処理を通じ、河川の水質改善を図ります。



すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する  
 ごみを減量することで、収集・運搬や焼却などのごみ処理にかかるエネルギーの使用を削減できることや、ごみ発電を効率的に行うことで、エネルギーの有効利用と地産地消を図ります。



すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及びディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する  
 事業者のごみの発生抑制や資源化を促進することで、資源効率を改善し、経済成長が環境悪化につながらないように取り組みます。



強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る  
 環境配慮型製品やサービスの浸透を図ることで、製品やサービスの開発促進を図ります。



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする  
 環境に配慮した適正処理を進め、ごみ処理に係る課題に取り組むことで、生活環境の向上を図ります。また、災害時のごみ処理体制の構築を図ります。



持続可能な消費と生産のパターンを確保する

製品や食品の生産・使用・廃棄や資源化のすべての段階で、市民や事業者が適切に行動し、持続可能な生産・消費、3Rの考え方によるごみ減量や資源化が行われる社会づくりをめざします。



気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動の緩和のために効率的な収集・運搬を行います。また気候変動に適応した収集・運搬を行います。



海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を基に、プラスチックの資源循環や海洋プラスチックごみ対策を推進します。



陸上生態系の保護、回復及び持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

古紙のリサイクル・不法投棄の防止・散乱ごみの防止を通じ、陸の豊かさを守ります。

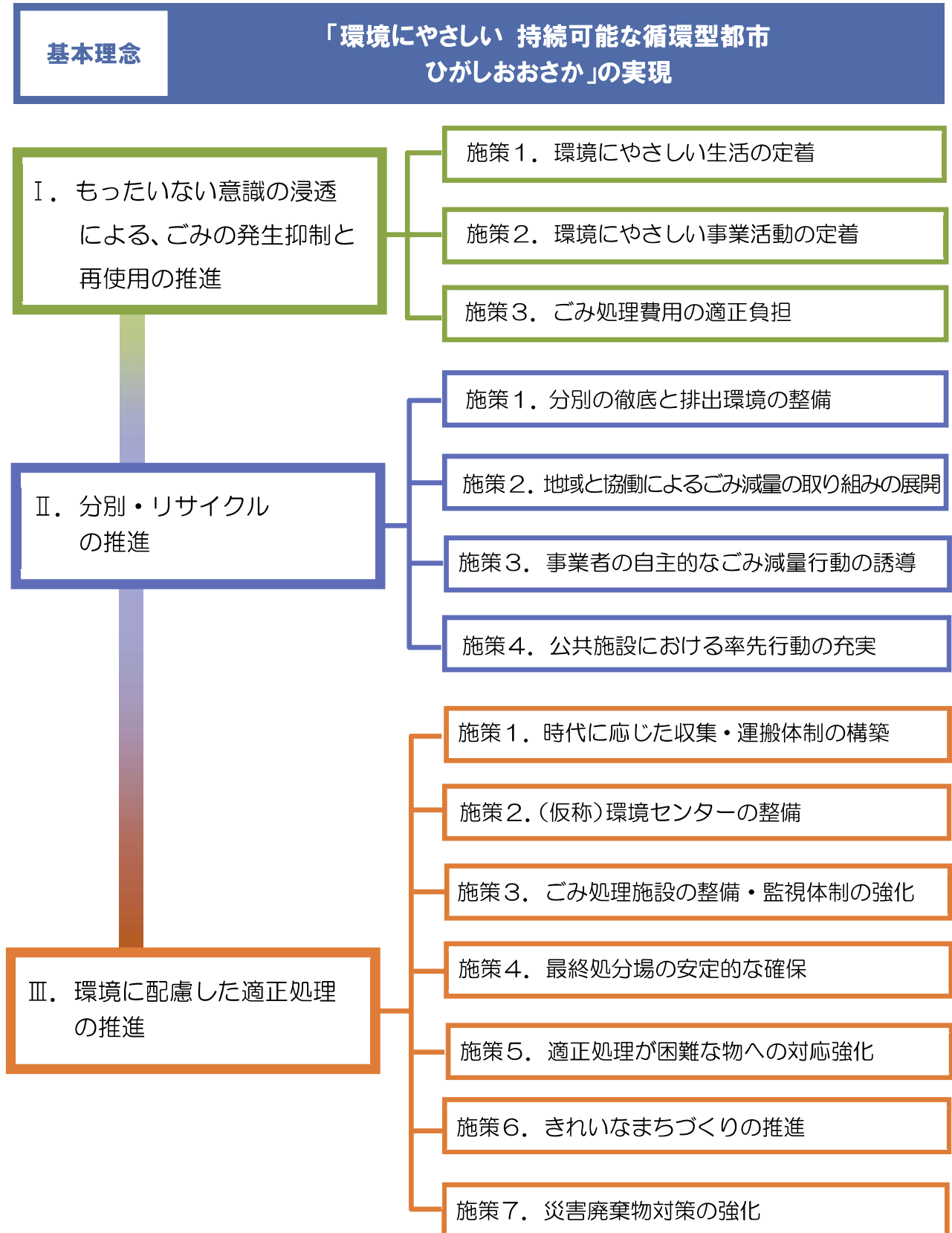


持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

市民・事業者・各種団体・行政のパートナーシップにより、相互に理解を進めながら施策を推進します。

## 4 基本施策

### (1) 施策の体系





(2) 施策の内容

基本方向Ⅰ. もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用の推進

施策1. 環境にやさしい生活の定着

「環境にやさしい生活の定着」を図るため、ものを大切にすることや省エネに対する意識向上を図るための施策



① 環境教育・環境学習の充実

ごみ問題についての理解を深め、ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組めるよう、環境教育及び環境学習を充実させ、子どもから高齢者まで、環境への意識向上を図ります。

取り組みの例

- 環境教育出前講座における時代に合ったメニューの追加など、内容の充実
- 市主催に限定しない様々なイベントでの啓発実施
- 環境副読本「わたしたちと環境」などでの啓発実施
- 環境創造基金の活用による学習の振興
- 食育との連携による環境教育の推進



② ごみに関する情報提供の充実

多様な広報媒体の活用を進め、対象者に合わせた効果的な情報提供を行います。

取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用した情報提供の充実
- 広報媒体の多言語化に対応した情報提供
- 地域で活用できる啓発物の作成、提供
- 市民向けのごみ減量講演会などの開催
- 多言語ややさしい日本語を用いたごみ減量の啓発



③ 環境にやさしい生活様式の定着

環境負荷の少ない商品やサービスの周知に努め、環境にやさしい生活様式の定着をめざします。

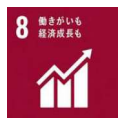
取り組みの例

- レジ袋などプラスチックごみ削減キャンペーンの実施
- エコライフ診断の普及啓発
- リサイクルに関する情報提供
- 子ども服・子ども用品などのリユースの促進
- フードシェアリングサービスの利用促進



施策2. 環境にやさしい事業活動の定着

事業者に対し、ごみの発生抑制・エネルギーの有効利用など、環境に配慮した経営の浸透を図るための施策



① 発生抑制を優先した経営の浸透

事業者によるごみの発生抑制とともに、小売店などの事業者と本市が協働し、市民啓発を実施します。また市民が環境にやさしい生活様式を行うにあたり、その取り組みにつながる販売方法やサービスを提供する事業者を市民に積極的に紹介します。

取り組みの例

- プラスチックごみ削減に取り組む店舗の支援  
(キャンペーン実施や啓発物提供)
- 食品関連事業者との協働による市民啓発の実施
- フードシェアリングサービスの利用促進【再掲】
- ごみ減量につながる取り組みを行う事業者の紹介



② 環境配慮型製品の浸透や環境マネジメントシステムの導入促進

環境配慮型製品の東大阪ブランドへの登録や環境マネジメントシステムの普及啓発など、モノづくりのまちとして、事業者の環境にやさしい事業活動が定着するよう、啓発を行います。

取り組みの例

- 環境配慮型製品の東大阪ブランド\*への登録を促進
- エコアクション21などの研修会による、環境マネジメントシステムの普及啓発

※東大阪ブランドとは…  
市内の企業が製造した製品を、さまざまな分野の専門家による認定審査を経たのち、「東大阪ブランド」として市長が認定します。





施策3. ごみ処理費用の適正負担

ごみ処理の有料化を推進している国の方針\*に従い、その導入を図るための施策



12 つくる責任  
つかり責任



① 家庭系ごみ

本市においては、平成 30 年 8 月より大型ごみ収集の有料化を開始しました。今後は、有料化に伴うごみ減量効果の検証を行います。また、その他家庭系ごみについても有料化の検討を行います。

取り組みの例

- 大型ごみ収集有料化の効果検証
- その他家庭系ごみについて、具体的な料金徴収方法や料金体系などを調査し、今後の社会状況などを鑑みた上で、実施について検討



② 事業系ごみ

事業系ごみのごみ処理手数料について、社会状況及び処理原価との整合性を考慮した上で、実態に沿ったごみ処理手数料の検討を行います。

取り組みの例

- 処理手数料を処理原価に見合うよう、検討
- 有料指定袋制度や資源物の減免制度など事業系ごみ削減に向けた制度を研究し、今後の社会状況などを鑑みた上で、実施について検討

【ごみ処理手数料】

事業系一般廃棄物であるごみを収集し、運搬し、及び処分するとき	100kg につき 1,350 円
ごみ処理施設に自己で搬入するとき	10kg につき 90 円

\*廃棄物処理法に基づいて国が定める基本方針「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（一部抜粋）

【地方公共団体の役割】

一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

基本方向Ⅱ. 分別・リサイクルの推進

施策1. 分別の徹底と排出環境の整備

排出者や居住形態に応じた効果的な広報・啓発の実施や回収拠点の拡充、排出環境を整備するための施策




① 分別の徹底

外国人や転入者、単身者などに様々な手段を用いて分別に関する情報提供を行います。また、分別方法がわかりにくい品目については、わかりやすい周知に努めます。

取り組みの例

- 市ウェブサイトやSNS、ごみ分別アプリ（さんあ〜る）を活用し、幅広い年齢層への情報提供
- 多言語に対応したチラシによる情報提供
- 大学と連携した学生向けの啓発
- 転入者や単身者などごみ排出に関する情報が届きにくい住民に対する情報提供やマンションの管理人への啓発指導
- プラスチック製容器包装や雑がみなどの品目について市民の負担にならない、分かりやすい分別方法の啓発




② 排出環境の整備

資源物が適正に分別されるよう、排出環境の整備を行います。また、資源化の取り組みの中心となる施策を補完する仕組みづくりを進めます。

取り組みの例

- 拠点回収の未実施地域の解消
- 資源化可能な新たな回収品目の検討
- 資源ステーションにおける飛散防止ネット、看板などの設置
- 定期的に移動式資源拠点回収（キャラバン回収）を実施
- 地域清掃などで発生する剪定枝類の回収システムを検討



施策2. 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開

地域と環境事業所地域班との連携によるごみの減量施策、東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携した集団回収活動の促進を図るための施策



① 地域での分別排出の徹底

地域住民団体から選任される「地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員」と「環境事業所職員で構成される地域班」との連携により、地域毎の分別排出ルールの啓発や、分別方法が分からない方への啓発や指導などを行います。

取り組みの例

- 地域での説明会などを通じた、分別排出ルールの徹底や地域が主体となった適切なステーション管理
- ルール違反ごみの「取り置き」や「正しい出し方」の啓発指導
- 店頭回収実施店舗・集団回収実施団体・古紙回収業者などに関する情報提供の充実
- 地域のイベントでごみの分別排出を要請



② 集団回収事業の支援

東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、集団回収活動の促進を図ります。また、集団回収未実施地域への回収活動の働きかけを行います。

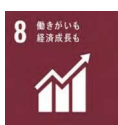
取り組みの例

- 東大阪市再生資源集団回収推進協議会と連携し、集団回収への誘導に関する啓発
- 集団回収実施団体向けの研修会の実施
- 集団回収未実施地域の把握と実施団体への登録を促進
- 公民分館を利用した集団回収など、地域や古紙回収業者との連携による新たな回収事業の検討



施策3. 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

総排出量の43%を占める事業系ごみ(大規模事業所・中小規模事業者から排出されるごみ)の削減に関する施策



① 事業所での分別排出の徹底

事業所のごみ減量を進めるため、事業系廃棄物の実態を調査、研究し、事業者に対して、分別排出に関する情報提供を行います。

取り組みの例

- ごみ減量マニュアルなどの作成
- 事業者団体や許可業者と連携し、事業者への分別排出に関する情報提供の充実
- 事業系廃棄物実態調査の実施
- 先進的にごみ減量に取り組む事業者に関する情報提供

② 特定事業者に対するごみ減量指導の強化

一定規模以上の多量のごみが発生することが多い「特定事業者」については、より積極的なごみ減量や分別の徹底への協力を要請します。

取り組みの例

- 一般廃棄物減量計画書<sup>\*</sup>の活用、取り組みの把握とごみ減量への協力要請
- 条例で定める大規模事業所の対象規模見直しについて検討
- 産業廃棄物や資源化可能物の混入防止策の検討

③ 中小規模事業者における実態把握及び分別排出の促進

中小規模事業者の排出実態を把握し、ごみの減量指導を実施することで分別排出を促進します。

取り組みの例

- 経済センサスの活用や事業者団体などと連携し、中小規模事業者のごみ排出実態把握
- 中小規模事業者を対象としたごみ減量指導の実施

④ 自主的なごみ減量行動への支援

廃棄物に対する必要な知識と、事業系一般廃棄物を排出する排出事業者としての責務に関する理解を深めることを目的とした取り組みを実施します。

取り組みの例

- 事業者向けごみ減量勉強会を開催
- 業種別ごみ減量活動の推進(古紙類、食品、剪定枝のリサイクル推進など)
- 「食品リサイクル法」に基づき、魚あらの食品廃棄物のリサイクルや飲食店などでの食べ残しを削減する取り組みの推進

※一般廃棄物減量計画書とは…

特定事業者が、ごみ発生量や再利用量の実績と見込みなどについて取りまとめたもので、毎年作成し、本市に届出しているものです。

○東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例

（特定事業者の義務）

第11条 3 特定事業者は、規則で定めるところにより事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

○東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例施行規則

（一般廃棄物減量計画書の届出）

第2条の4 条例第11条第3項に規定する事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する計画の届出は、一般廃棄物減量計画書によりこれを作成し、市長に届け出なければならない。

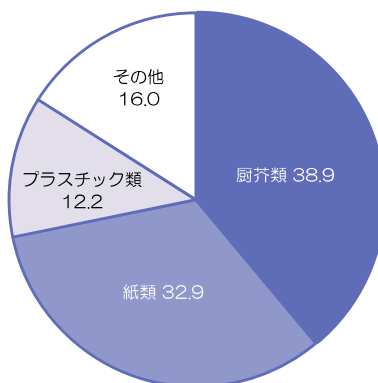
### <コラム> 事業系ごみの中身は…

事業者が排出した事業系ごみ（一般廃棄物）の中身（組成）はどのようなものでしょうか。

大阪市が調査した結果から、事業系ごみのごみ組成を紹介します。

下図のとおり、最も多いのは厨芥類で38.9%、紙類が32.9%、プラスチック類が12.2%です。厨芥類には食べ残しを含む食品ロスが一定量含まれていると考えられ、発生抑制を進めていく必要があります。紙類には古紙として資源化可能なものが含まれていました。事業者から排出されるプラスチック類は、本市では産業廃棄物にあたるため、別途排出いただくことが必要になります。

このように、事業系ごみには、適正排出によって、ごみの減量、資源化につながるものが多く含まれていると考えられます。



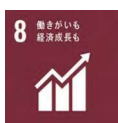
〔出典 大阪市 事業系一般廃棄物実態調査結果より〕

大阪市の事業系ごみ組成（重量比）



施策4. 公共施設における率先行動の充実

3Rの推進に向けた市職員の意識向上や、公共施設から発生するごみの減量及び再生利用に関する施策



① 市職員の意識向上

市職員が庁舎内のみならず、日常生活においても、自発的にごみの発生抑制に取り組めるよう、庁内連携や啓発の推進に努めます。

取り組みの例

- 庁舎内の小売店によるレジ袋削減のはたらきかけ
- マイバッグ、マイボトルの利用促進
- 庁舎内でのごみの分別徹底
- 庁舎内での古紙類や機密文書のリサイクル推進



② 業務で発生するごみの減量、再生利用

市が実施する事業や業務から発生するごみの減量・分別・資源化を進め、公共施設における率先行動の充実を図ります。

取り組みの例

- 市主催のイベントや後援イベントにおけるごみの発生抑制を図る運営及び発生したごみの分別の徹底
- 飲料用容器などの貸し出し  
(会議などにおける使い捨てプラスチック使用の削減)
- 公共施設から発生する古紙類、機密文書のリサイクルを推進
- 公共施設から発生する剪定枝や幹材のチップ化や食品残さの減量を推進



③ 環境配慮型の物品調達

グリーン購入を基本に、環境に配慮した物品などの率先購入を促進します。

取り組みの例

- 各所属でのグリーン購入実績を集計し公開することで、グリーン購入を促進
- グリーン購入ネットワークを活用した庁内での情報共有
- 使い捨てプラスチック商品利用の抑制

④ 教育機関との連携

市立の学校と連携し、学校から発生するごみの減量や資源化に取り組めます。

取り組みの例

- 学校から発生する古紙類や剪定枝などの資源物の回収促進
- 学校給食ごみの減量や資源化の研究、検討

基本方向Ⅲ. 環境に配慮した適正処理の推進

施策1. 時代に応じた収集・運搬体制の構築

効率性や安全性、環境配慮を重視した収集・運搬体制の構築に向けた施策



① 収集・運搬体制の充実

効率性や安全性を重視し、非常事態時などに適応した収集・運搬体制を構築します。

取り組みの例

- 再生利用、適正処理の観点から分別区分の適宜見直し
- ごみ収集業務における一層効果的な業務運営の推進
- あきかん・あきびんなど資源物の持ち去り対策を検討
- 新たな感染症発現時の収集・運搬の継続など、安定的な収集・運搬体制の構築
- 気候変動に適応した安定的な収集・運搬体制の構築
- 国の動向を注視し、プラスチック資源の一括回収を検討

② 環境負荷の小さい収集車両の導入

環境負荷の小さい収集車両の導入を進め、環境に配慮した収集・運搬体制を構築します。

取り組みの例

- ハイブリッド車などの導入について検討

③ 安全・安心なごみ収集の取り組みの推進

収集作業の安全確保に努めるとともに、介護事業者などとの連携を含め、高齢者や障害者も安心してごみを排出できるよう、制度の周知を行います。

取り組みの例

- 収集・運搬に携わる職員の研修会を実施して安全衛生に関する知識の向上を図るなど、収集作業の安全性の確保
- 高齢者や障害者を対象とした、ふれあい収集のさらなる充実



施策2. (仮称) 環境センターの整備

(仮称) 環境センターの整備に向けた施策



資源物回収拠点、ごみ収集拠点として利用可能な(仮称)環境センターの整備を進めます。

取り組みの例

- 資源物回収拠点(常時排出可能型リサイクルステーション)の確保
- 各環境事業所と美化推進課を統合し、ごみ収集拠点施設として整備
- 大型ごみのリユースなど新たな資源化可能物に対応できる施設として整備
- 災害時に大量に発生する廃棄物の一次仮置場としての活用を検討

施策3. ごみ処理施設の整備・監視体制の強化

ごみ処理施設の整備に向けた施策、搬入物の監視体制の強化などに向けた施策



① ごみ処理施設

東大阪都市清掃施設組合、大東市と連携し、ごみ処理施設の整備を進めます。

取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合、大東市との連携を密にして、新たなごみ処理施設の整備を進めるとともに、既存施設の適正な維持管理を推進
- 新たなごみ処理施設の整備においては、エネルギーの有効利用を図るとともに、周辺環境と調和する環境配慮型の環境にやさしい施設を建設
- 新たなごみ処理施設の整備においては、災害廃棄物処理計画に則り、災害廃棄物の受け入れに必要な設備を検討



② 環境教育・啓発活動の実施

ごみ処理の現場である東大阪都市清掃施設組合のごみ処理施設での環境教育・啓発活動を進めます。

取り組みの例

- 東大阪都市清掃施設組合と連携し、市民・事業者・各種団体に対する環境教育・啓発活動の充実



③ 資源物の分別・収集・保管

今後の社会状況などに応じ、資源物の分別・収集・保管機能を充実させます。

取り組みの例

- 分別収集計画などに基づき、東大阪都市清掃施設組合・大東市と連携し、資源物の分別・収集・保管機能を充実

④ 搬入物の監視体制の強化、排出ルールの周知徹底

事業系ごみの収集・運搬事業者の搬入物の監視体制を強化し、排出事業者への指導につなげます。さらにごみ処理施設での処理上の課題について、排出者である市民・事業者への啓発を進めます。

取り組みの例

- 搬入時における廃棄物の定期的な検査と監視体制の強化
- 事業者に対するごみ分別排出の指導の徹底
- 資源化・適正処理の推進を目的とした廃棄物受け入れ基準の見直しを検討
- リチウムイオン電池をはじめとする危険物や処理困難物についての市民・事業者に対する適正排出の周知徹底



施策4. 最終処分場の安定的な確保

安定的な最終処分場の確保に関する施策



12 つくる責任  
つかう責任



本市で発生するごみは、焼却などの処理を行ったのち、大阪湾広域臨海環境整備センターが運営する海上の最終処分場に埋め立てられています。本市は東部の生駒山麓を除き、ほとんどが市街化区域であるため、市内で最終処分場を設置することが困難です。引き続き、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場が利用できるよう、国などへの要望を行い、できる限り長く最終処分場を利用できるよう、ごみ減量を推進します。

取り組みの例

- 大阪湾広域臨海環境整備センターによる広域的な最終処分場の安定的な確保を、他自治体と共に国や府へ要望
- ごみ減量の推進による最終処分量の削減



### 施策5. 適正処理が困難な物への対応強化

適正処理が困難な廃棄物の対応や広域処理体制の整備に関する施策



適正処理困難物の広域処理体制の整備について、国や府へ要望します。また、拡大生産者責任の考え方から、業界団体による適正処理や、販売店での引き取りなど、事業者に協力を求めます。

#### 取り組みの例

- 環境大臣指定一般廃棄物のうち、スプリング入りマットレスなど指定一般廃棄物の品目の拡大や業界引き取りに関する調整の継続を国へ要望
- 業界（販売店）引き取り品目の拡大を国へ要望
- 販売店引き取りの利用や処理手数料の必要性など、市民への周知徹底を推進
- 適正処理困難物や排出禁止物の品目指定を検討
- 適正処理困難物や排出禁止物について、情報提供の充実
- 適正処理困難物の広域処理体制の整備を国や府へ要望
- 在宅医療廃棄物などの啓発方法を検討

### 施策6. きれいなまちづくりの推進

「不法投棄の防止」や「散乱ごみ防止とまちの美化の推進」に関する施策



#### ① 不法投棄の防止

「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、啓発看板・監視カメラなどを設置することや、不法投棄ごみの早期撤去により不法投棄の防止を図ります。

#### 取り組みの例

- 不法投棄禁止看板や監視カメラの設置などによる、不法投棄の防止
- 日常的な市内巡回パトロール、休日パトロールの実施による不法投棄ごみの撤去

#### ② 散乱ごみ防止とまちの美化の推進

市民・事業者・各種団体とともに、まちの美化活動を促進します。

#### 取り組みの例

- 自治会・学校園・事業者などと協働でクリーンアップ大作戦（市内一斉清掃）を実施
- 地域での清掃活動の支援
- 「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」に基づき、関係部局と連携し、ごみの散乱防止やまちの美化推進に関する取り組みを強化
- ポイ捨て禁止看板や歩きタバコ禁止ステッカーなどの活用によるまちの美化推進

## 施策7. 災害廃棄物対策の強化

「廃棄物処理法」及び「災害対策基本法」に基づく「災害廃棄物の処理」に関する施策



国や大阪府が進める災害廃棄物処理の方針に従い、災害発生時の廃棄物処理体制の充実、近隣自治体や関連業界との連携を進めます。また、東大阪市災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時の廃棄物処理体制を構築し、災害発生時のごみの出し方などについて、市民に啓発し、協力を求めます。

### 取り組みの例

- 災害時のごみの出し方や仮置場などについて、市民へ広報啓発を実施
- 災害時にすぐ対応できるよう、マニュアルを作成し、訓練を実施
- 災害廃棄物の処理に関する協定を関連業界と締結
- 近隣自治体との協力体制を強化するとともに、共同訓練の実施、災害廃棄物に関する情報交換、人的交流を進めるなど、相互応援・支援体制の確保
- 近畿ブロック協議会などを通じて、国や府との定期的な情報交換などを実施

(3) 市民・事業者・各種団体・行政の減量目標達成に向けた主な行動例

市民の行動例

1. 買い物をするとき

- マイバッグを活用します。
- 過剰な包装は断ります。
- 詰め替え商品を選びます。
- ばら売り、量り売りの商品を選びます。
- 買ってすぐ食べる商品は、商品棚の一番手前にある商品を選びます。
- レンタル品や中古品を利用します。
- トイレットペーパーや文房具などは、再生品を選びます。
- 環境に配慮した商品を選びます。

2. 普段の生活の中で

- 賞味期限切れで捨てられる食品や食べ残し（食品ロス）を減らします。
- 使えるものは修理して再使用するなど、ものを大切にします。
- 外出時には、水筒などのマイボトルを持参します。
- 地域や学校などのごみ減量活動に参加します。
- 使い捨て容器の使用を控えます。
- 野菜などの食材はできるだけ無駄なく使い切るなど、エコクッキングを心がけます。
- 生ごみの水切りや生ごみ処理機（コンポストなど）による堆肥化を実践します。
- まだ使えるものは、必要としている人に譲ります。
- プラスチック製容器包装とペットボトルの分別排出に努めます。
- 古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）や古着、アルミ缶などは、地域の集団回収に排出します。
- 水銀使用製品（蛍光管・乾電池・血圧計・体温計など）・小型充電式電池・小型家電などは、公共施設や回収協力店に設置されている回収ボックスに排出します。

事業者・各種団体の行動例

1. すべての事業者（各種団体）

- 環境に関する情報提供に努めます。
- ごみ減量・リサイクルの意識を向上するため、環境やごみに関する社員教育に努めます。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 再生品の使用を推進します。
- 市のごみ減量施策に協力します。

2. オフィス・事務所

- コピー用紙の使用量を減らします。
- できるだけ再生紙を購入し、発生した紙ごみは分別し、再生資源業者に引き渡してリサイクルします。
- あさかん・あさびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどの分別を徹底します。
- グリーン購入に努めます。

3. 製造業

- 製品の小型化や製造工程の見直しによる副産物の削減など資源使用量の極小化に努めます。
- 繰り返し使える通箱・パレットの使用など、運搬資材や梱包資材の省資源化・再使用を進めます。
- ごみ減量・リサイクルに適した商品・再生品であることの表示に努めます。
- 再使用可能な部品を積極的に使用します。
- 再生資源を積極的に利用します。
- リサイクルに関する技術開発を推進します。

4. 販売業

- マイバッグの活用を推奨し、レジ袋など使い捨てプラスチックごみを削減します。
- 過剰包装を控え、簡易包装を推進します。
- 量り売りなど、消費者が容器包装の少ない販売方法を選択できる仕組みを整備します。
- 店頭回収の実施や回収品目の拡大に取り組みます。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。
- 店頭キャンペーン実施などを行い、プラスチックごみや食品ロス削減に向けた啓発を行います。

5. 飲食業・ホテル・旅館業・サービス業

- 使い捨て物品の使用を削減します。
- 調理の工夫により、無駄な生ごみを減らします。
- 食品廃棄物のリサイクルを推進します。（食品リサイクル法に基づく事業者）
- 廃食用油などの分別排出、リサイクルを推進します。

行政の行動例

市役所での取り組み

- 職員のごみ減量・リサイクルに対する意識を向上するため、職員向け環境学習の実施に努めます。
- 環境への取り組みに関する情報提供に努めます。
- 会議では、できるだけペーパーレス化に努めるなど、コピー用紙の使用量を抑制するとともに、コピーする場合は両面コピーや裏紙の使用を徹底します。
- 市が主催、後援するイベントでは、ごみを出さないイベントの実施に努めるとともに、使い捨てプラスチックの使用削減に努め、発生したごみについては、分別を徹底します。
- あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類の分別を徹底します。
- 機密文書のリサイクルを推進します。
- 公共施設から発生する資源の再生利用に努めます。
- 環境物品の購入（グリーン購入）を徹底します。
- 会議における使い捨てプラスチックの使用削減を進めます。
- マイバッグやマイカップ・マイボトルを率先して活用します。
- 飲食時における食べ切りなど、食品ロス削減に努めます。

<コラム> 東大阪市役所での古紙類の分別について

東大阪市役所の事例です。古紙類を分別して、古紙業者に引き渡しています。

「PPC（コピー）用紙・雑紙・新聞紙」などに分別しています。

封筒、メモなどは使用済みの封筒などに入れて、排出時に散らばらないように工夫しています。

また、裏紙利用推進ボックスをコピー機の近くに置き、ミスプリントなどのコピー用紙を有効活用しています。



古紙類分別ボックス



裏紙利用推進ボックス



## 5 重点プロジェクト

本計画の目標を達成するために、比較的大きな減量効果が見込まれる取り組みを重点プロジェクトとして設定しました。

重点プロジェクトは、国の動向や社会情勢の変化を踏まえ、令和元年度に実施した東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査や市政世論調査、東大阪市地域研究助成金事業の研究結果などから、施策内容を定めました。

表 24 重点プロジェクトとその内容

重点プロジェクト	主な「取り組みの例」	施策との関連
重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋プラスチックごみ問題の啓発促進</li> <li>● プラスチック製容器包装の分別徹底</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開
重点プロジェクト2 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 食品ロスの啓発冊子の作成及び啓発</li> <li>● 事業者との食品ロス削減に関する協働啓発</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 II-4 公共施設における率先行動の充実
重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 拠点回収及び集団回収の未実施地域解消</li> <li>● 行政以外への排出の情報提供</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-4 公共施設における率先行動の充実 III-1 時代に応じた収集・運搬体制の構築
重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中小規模事業者が排出するごみの実態把握</li> <li>● 事業系ごみ削減マニュアルの作成及び情報提供の充実</li> </ul>	I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導 III-3 ごみ処理施設の整備・監視体制の強化
重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な世代を対象にした環境教育・環境学習の充実</li> <li>● 大学などと連携した学生向けの啓発</li> </ul>	I-1 環境にやさしい生活の定着 I-2 環境にやさしい事業活動の定着 II-1 分別の徹底と排出環境の整備 II-2 地域と協働によるごみ減量の取り組みの展開 II-3 事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

重点プロジェクト1 プラスチックごみの削減

- プラスチックごみの不適正処理による海洋汚染が地球規模の問題となっています。本市においても令和元年8月22日に「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を市長と議長の連名で行いました。今後、市民・事業者・各種団体・行政の協働による取り組みを進めてまいります。

本市におけるごみや資源の排出方法の現状

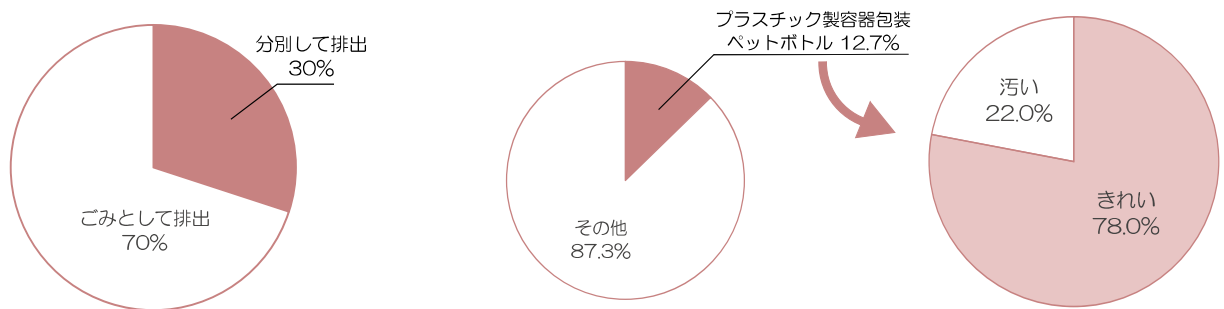
- 令和元年度に実施したごみ質調査では、排出された全てのプラスチック製容器包装のうち30%が分別して排出<sup>※1</sup>されており、残りの70%はごみとして排出されています。(図25)

※1 分別協力率(%) = プラスチック製容器包装に排出された分別対象品目の量 ÷ (家庭ごみに排出された分別対象品目の量 × 食品付着率を加味) + プラスチック製容器包装に排出された分別対象品目の量

- また、資源化可能なプラスチック製容器包装(ペットボトルを含む)が家庭ごみ(燃えるもの)中に12.7%<sup>※2</sup>含まれており、そのうち78%がきれいな状態で排出されているため、分別することで資源化可能です。(図26)

※2 ペットボトルを除いたプラスチック製容器包装は家庭ごみ中の11.5%です。

- 令和元年度に実施した東大阪市市政世論調査では、プラスチック製容器包装を分別していない理由として「汚れを落としたり、分別することが面倒である」と回答した市民が最も多く、啓発方法の見直しが必要です。(図27)

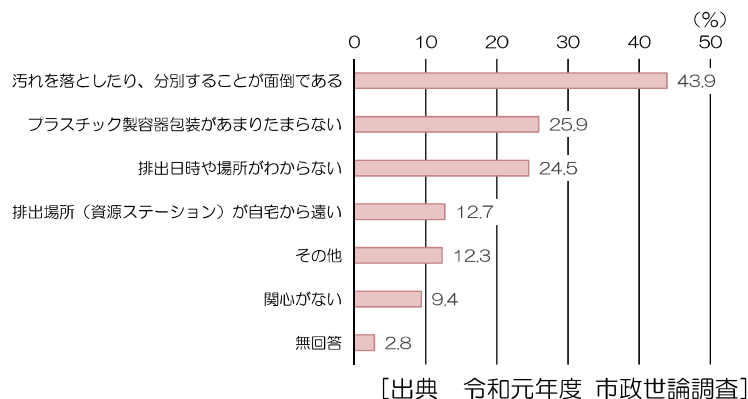


[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 25 プラスチック製容器包装の分別協力率

図 26 家庭ごみ中に分けずに捨てられているプラスチック製容器包装の割合と汚れ具合



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 27 プラスチック製容器包装を分別していない理由



## 取り組み方針と取り組みの例

プラスチック製容器包装の分別収集、使い捨てプラスチックの発生抑制を中心に、プラスチックが使用されるあらゆる場面で代替策を提案し、市民・事業者・各種団体の取り組みを促進します。あわせて、行政による率先した取り組みを推進します。

### 取り組みの例

- 海洋プラスチックごみ問題の啓発促進  
環境教育出前講座や各種イベントで海洋プラスチックごみ問題の啓発を通じて、分別への協力を結びます。
- プラスチック製容器包装の分別徹底  
プラスチック製容器包装やペットボトルの分別方法を分かりやすく記載した、小冊子や質問集を用いることで、効果的な啓発を展開し、分別の徹底を図ります。
- 環境配慮型の物品調達  
生分解性素材を利用したごみ袋など、プラスチック代替素材を使用した製品の率先調達や市民への情報提供、使用促進を行い、環境負荷を減らすための製品の普及啓発を図ります。
- 使い捨てプラスチックの削減  
ふれあい祭りなどのイベントでリユース食器の普及拡大に向けた導入支援、マイボトル持参による割引などを行っているマイボトル推奨店舗の情報提供などを行い、使い捨てプラスチックの削減を推進します。
- 事業者とのプラスチックごみ削減に関する協働啓発  
市民が日常的に利用するスーパーマーケットなどの協力を得て、キャンペーンの実施や啓発物の提供を行い、事業者と協働でプラスチックごみの削減を図ります。

## プラスチックごみ問題

容器や包装、様々な製品に用いられ、私たちの生活に浸透しているプラスチック。便利である一方で、様々な課題が明らかになっています。

[限りある石油資源の枯渇につながります]

多くのプラスチックは、石油を原料としています。プラスチックの利用は、限りある石油資源の枯渇につながります。

[地球温暖化、気候変動の進行につながります]

石油の採掘、輸送、精製、生産の一連の過程でエネルギーを利用し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出し、さらに、ごみとして排出された後、焼却される際にも二酸化炭素を多量に排出します。


[海洋プラスチック、マイクロプラスチック問題につながります]

製品に含まれるプラスチック製のマイクロビーズや、自然環境に流出し、細かく砕けたプラスチックである「マイクロプラスチック」が年々海にたまり続けています。2050年までには海洋中の魚類生物の重量を超えるプラスチックが海に溜まる<sup>\*</sup>と言われており、海洋生態系への影響が懸念されています。

<sup>\*</sup> The New Plastics Economy Rethinking the future of plastics, Ellen MacArthur Foundation ,2016

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKATRY  
HIGASHIOSAKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKA

## 東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言





現在、プラスチックは、その利便性から私たちの生活の中に浸透している一方で、不用意にごみとして捨てられるなど適正に処理されないものが河川などを通じて海へ流れ込み、海の環境や生態系に影響を与えることが、地球規模の問題となっています。


ラグビーワールドカップ2019™の試合会場となり、世界中のみなさまを迎え入れる東大阪市は、プラスチックの資源循環を推進し、ごみのポイ捨て防止に率先して取り組み、世界全体の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献していく必要があります。

東大阪市は、「環境にやさしい ごみを出さないまち東大阪」のローガンのもと、市民・事業者・行政の三者協働による3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動、まちの清掃活動をさらに進め、議員・職員によるマイバッグやマイカップ・マイボトルの活用を率先して行い、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取り組みを進める「プラスチックごみゼロにトライ！」することをここに宣言します。

令和元年8月22日

東大阪市長 

東大阪市議会議長 



Plastics Smart

TRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKATRY  
HIGASHIOSAKATRYPLASTICWASTEZEROHIGASHIOSAKA

図 28 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」

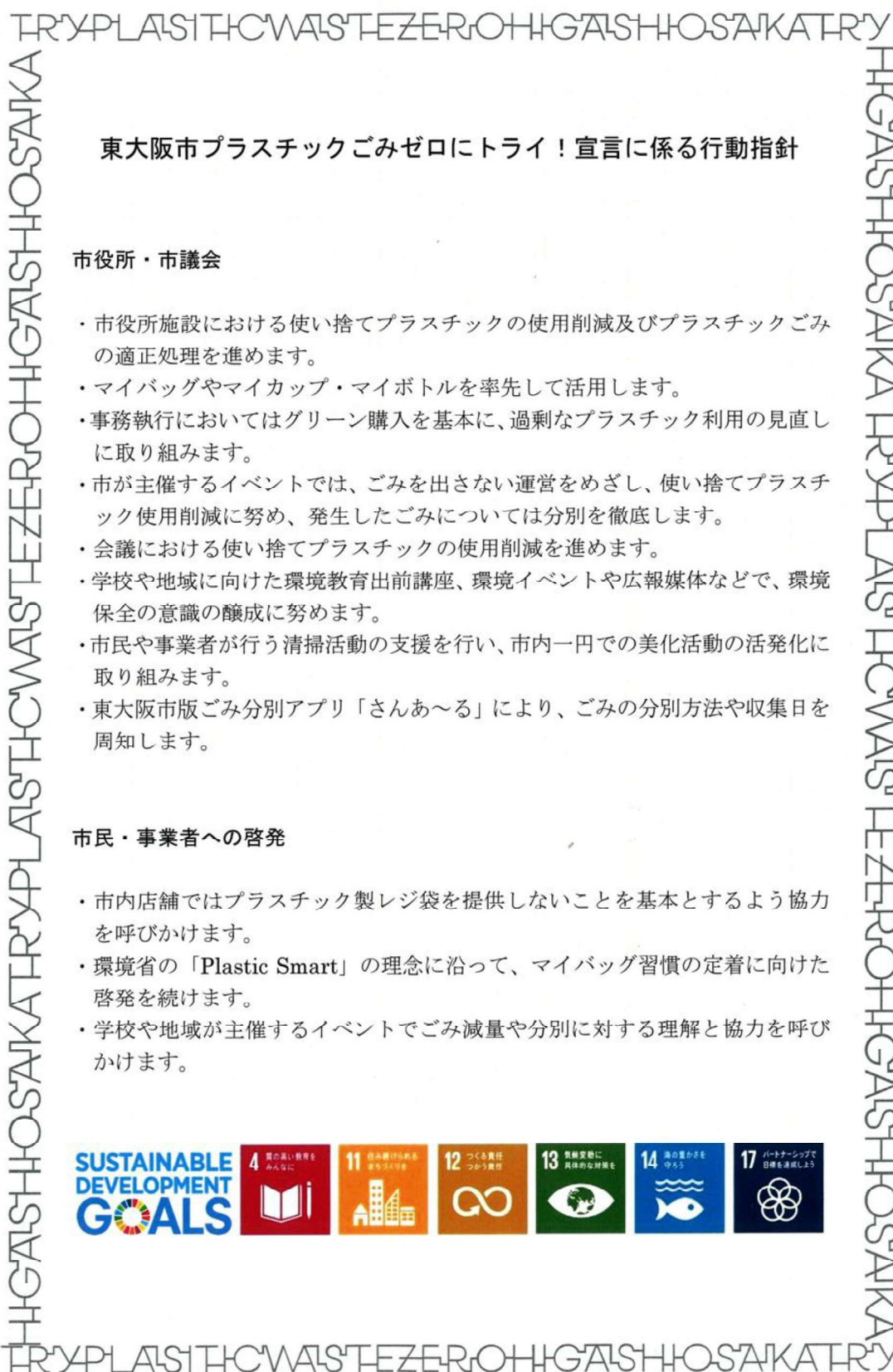


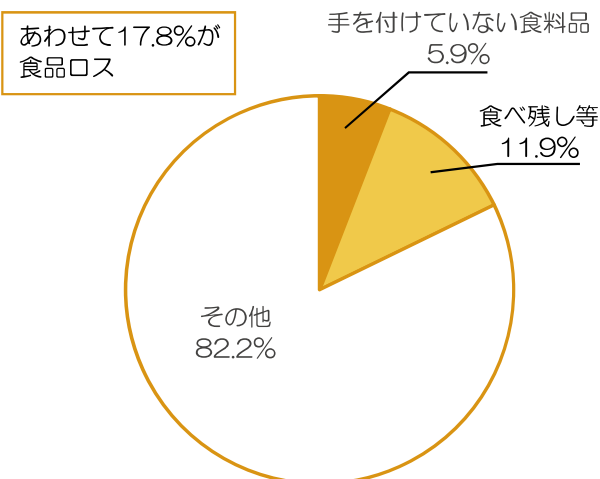
図 29 「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言に係る行動指針」

## 重点プロジェクト2 食品ロスの削減

- 平成 29 年度の統計では国内で発生する食品ロスは、年間約 612 万トン、うち家庭系が約 284 万トン、事業系が約 328 万トンと推計されており、多くの食品が捨てられています。
- 家庭系の食品ロス削減については、買い物、調理、保存、外食などそれぞれの場面に応じた啓発が必要です。また、事業系の食品ロス削減については、製造業者、卸売業者、小売業者、外食事業者の一体となった取り組みが必要です。

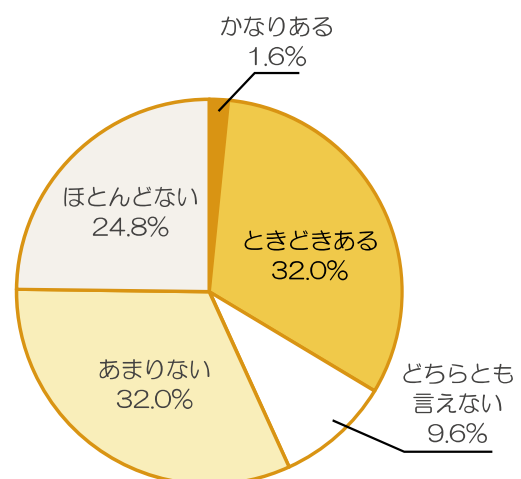
### 本市における食品ロスの現状

- 令和元年度に実施したごみ質調査では、家庭ごみ中に手付かず食品が 5.9%、食べ残しなどが 11.9%含まれており、本市では推計で年間約 1 万 5,500 トンが食品ロスとして処分されている計算になります（図 30）
- 令和元年度に市民を対象に実施した市政モニターアンケートでは「普段の生活において食材を捨てたり、食べ残しを捨てたりすることがありますか」という問いに対し「かなりある」「ときどきある」と回答した方を合わせると全体の 33.6%となり、更なる食品ロスの削減に向け、協力を求めるはたらきかけが必要です。（図 31）
- 令和元年度に東大阪市地域研究助成金事業を活用し、市内の食品関連事業者（小売店・飲食店）を対象に実施した「食品ロス抑制行動と意識に関する研究」では、事業者が「ポスターやポップなどの掲示による、食品ロス削減に向けた啓発活動にあまり取り組めていない」という報告があり、事業者へ協力を求める働きかけが必要です。



〔出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画  
改訂に伴う基礎調査報告書〕

図 30 家庭ごみ中の食品ロスの割合



〔出典 令和元年度 市政モニターアンケート〕

図 31 食材や食べ残しの廃棄経験

### 取り組み方針と取り組みの例

食品ロスのうち、家庭から発生するものと、飲食店や食品小売店から事業系一般廃棄物として排出されるものを対象に、市民や事業者が食品ロス削減に向けた行動を実践しやすい環境づくりを行い、取り組みを促進します。

#### 取り組みの例

- 食品ロスの啓発冊子の作成及び啓発  
家庭で廃棄する手つかずの食品や食べ残しを削減する手法などをまとめた啓発冊子を作成し、日常生活で食品ロス削減が可能であることを示すことで、さらなる食品ロス削減の浸透を図ります。
- 食品ロスに関するセミナーの実施  
市民を対象に環境にやさしい食のありかたを学ぶ場を提供し、食品ロスに関心を持つきっかけづくりを行います。
- フードドライブの実施検討  
家庭で余っている食品を公共施設などで集め、集まった食品をNPO法人や福祉団体に提供する仕組みを構築し、食品ロスの削減を促進します。
- フードシェアリングサービスの利用促進  
事業者と協定を結ぶなど、フードシェアリングサービスについてウェブサイトやSNSで情報提供を行い、利用の促進を図ります。
- 事業者との食品ロス削減に関する協働啓発  
食品関連事業者を対象に、ポップなどの啓発資材を提供することやスーパーマーケットなどの店頭で啓発物の配布などを行い、事業者と協働で啓発を行います。

### 食品ロス削減目標

国の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）において、家庭系食品ロスの削減目標（2030年までに半減）が定められ、同様に食品リサイクル法の基本方針（令和元年7月）においては、事業系食品ロスの削減目標が定められました。

本市においても、令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で食品ロスの半減をめざします。

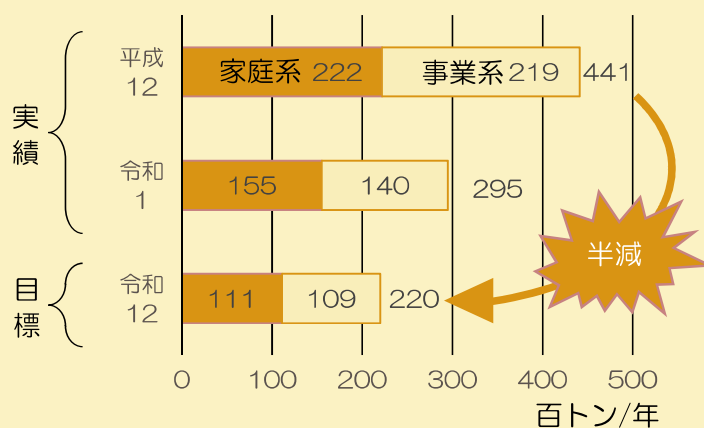


図 32 東大阪市の食品ロス発生量（推計）と削減目標

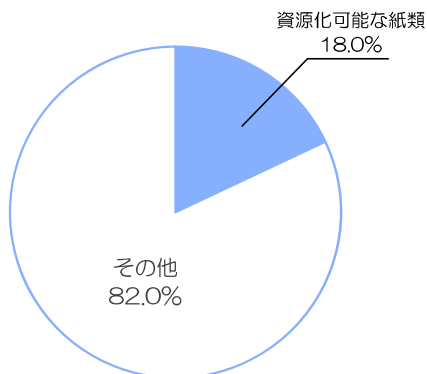


### 重点プロジェクト3 多様なごみ排出方法の構築

- 令和元年度における焼却処理量や資源化率の目標が達成できていないため、資源の分別収集や集団回収など、資源化の取り組みの中心となる施策を進めるとともに、その施策を補完する仕組みづくりを行い、多様化する排出ニーズに対応していきます。

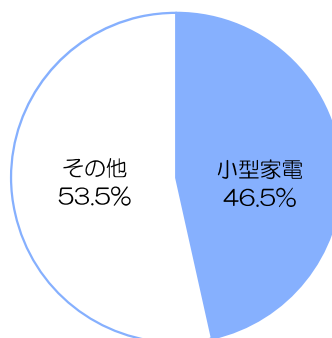
### 本市におけるごみや資源の排出方法の現状

- 令和元年度に実施した家庭系ごみの組成調査では資源化可能な紙類が家庭ごみ（燃えるもの）中に 18.0%（図 33） 資源化可能な小型家電類がもえない小物（不燃の小物）中に 46.5%含まれています。（図 34）
- 令和元年度に実施した市政世論調査では、古紙類の排出について、「集団回収に出している」と回答した方が 59.1%と最も多かったものの、次いで「家庭ごみ（燃えるもの）に出している」と回答した方が 25.5%となっており、市や事業者が設置している回収ボックスに出している人は 1 割未満でした。（図 35）
- 集団回収量について、新聞購読世帯の減少やペーパーレス化などが進み、減少傾向にあります。
- 集団回収や小型家電など、資源物の拠点回収について、一部空白地域が発生しており、市民の排出環境を整えるためにも空白地域の解消が必要です。



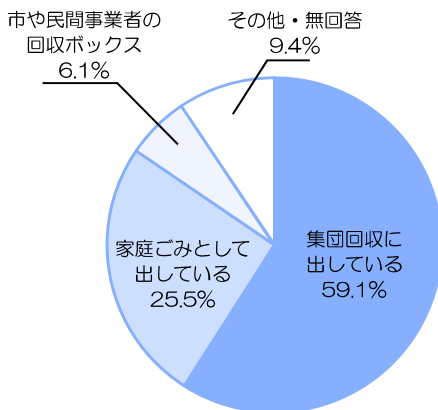
[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 33 「家庭ごみ」中の資源化可能な紙類



[出典 東大阪市一般廃棄物処理基本計画改訂に伴う基礎調査報告書]

図 34 「もえない小物」中の小型家電



[出典 令和元年度 市政世論調査]

図 35 古紙類の排出先

## 取り組み方針と取り組みの例

主に家庭ごみ（燃えるもの）に混入している資源化可能物が分別して排出されるよう、わかりやすい分別を進め、資源物の排出機会の充実を図ります。

また単に分別を進めるだけでなく、分別が難しい方へのサポートもあわせて実施します。

### 取り組みの例

- 既存の分別区分の見直し  
もえない小物（不燃の小物）類について、小型家電リサイクル法への対応も含めた不燃物・金属類の分別収集・運搬制度の整理を図り、排出環境を整備します。
- 拠点回収及び集団回収の未実施地域解消  
市が定期収集を行っていない資源物の回収について、拠点回収を拡充します。  
また、集団回収の未実施地域解消に向けて、地域への働きかけを行うとともに、地域への引継ぎを前提とした行政の一時的な古紙回収を検討し、古紙類の排出環境を整えます。
- 新たな回収品目の検討  
現状では回収していない品目についても、リサイクル技術の進展や民間資源化施設の動向などを見極めながら、新たな資源化の方策を検討していきます。
- 行政以外への排出先の情報提供  
不用品のリユースを市民に定着させるため、民間のリユースショップやフリーマーケット、インターネットを活用したフリマアプリなどへの排出先の情報提供を行い、リユースへの意識付けを推進します。
- ふれあい収集の充実  
ふれあい収集に関する必要な情報を提供できるよう、ウェブサイトや市政だよりを用いて制度の周知を行い、高齢者世帯などの日常生活における負担軽減やごみの適正処理を図ります。
- 地域でのごみ問題への細かな対応  
地域のごみ問題について、北部環境事業所地域班及び美化推進課が窓口となり、地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と協働で解決を図ります。

表 25 資源の拠点回収

回収品目	実施場所	拠点数
蛍光管・乾電池	市内協力店・公共施設	88
小型充電式電池	公共施設・市内回収店*	82
小型家電	市内協力店・公共施設	25
古紙類	公共施設	13
ペットボトル	市内協力店・公共施設 市内回収店*	35
水銀血圧計 水銀体温計	市役所本庁舎・各環境事業所 各保健センター	8

※独自で回収 令和3年2月時点

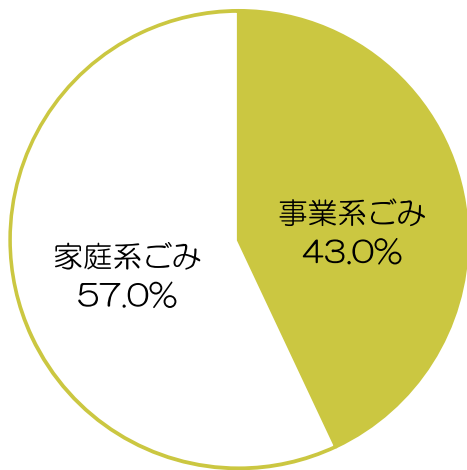


**重点プロジェクト4 事業系ごみの減量・資源化の推進**

- 事業者による分別排出では、人的・経済的負担が増加するケースが多く、取り組みの弊害となっていますが、平成30年度の本市における1事業所あたりの事業系ごみ排出量は府内の10万人以上の22市中で少ない方から11番目となっており、削減の余地があります。(32ページ参照)
- 事業者におけるごみ減量・資源化の意識を向上させるため、事業規模に応じた情報提供や取り組みを充実させます。

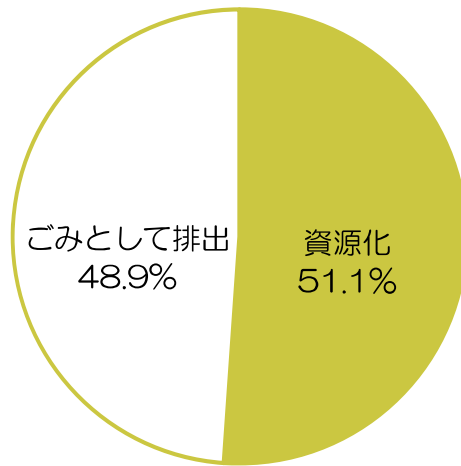
**本市における事業系ごみの現状**

- 東大阪市で発生する一般廃棄物のうち43%を事業系廃棄物が占めており、家庭系廃棄物と並行して減量・資源化を進める必要があります。(図36)
- 特定事業者(57ページ参照)から令和元年度に排出された一般廃棄物15,060トンのうち、51.1%が資源化されています。なお、資源化されているものの大半は紙類が占めています。(図37)
- 事業者の排出実態は一様ではなく、規模や業種別に把握が必要で、特に本市においては、数多く立地している中小規模事業者の実態把握が必要です。



[東大阪市 資料]

図 36 「事業系ごみ」の割合(令和元年度)



[東大阪市 資料]

図 37 「特定事業者」のごみ中の資源化率

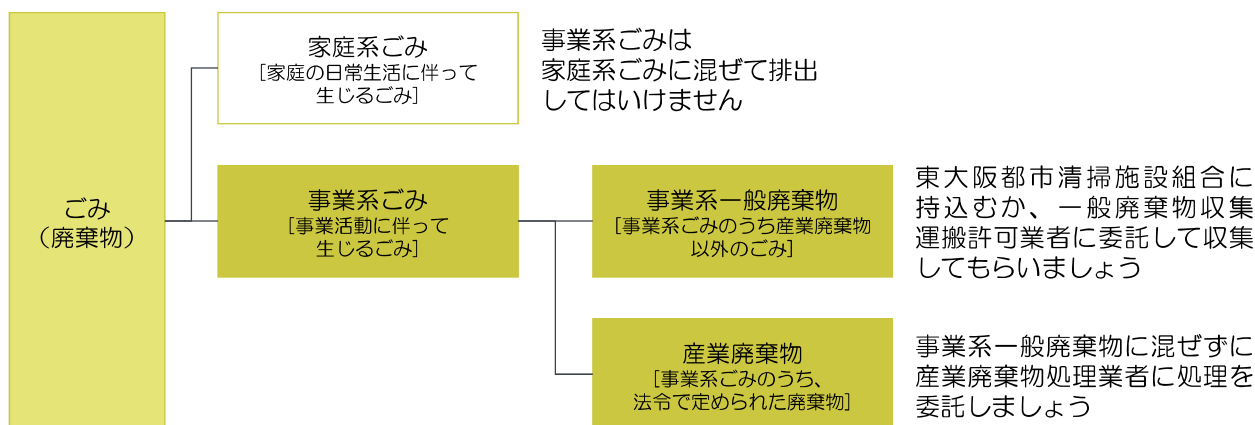


## 取り組み方針と取り組みの例

事業系ごみの減量や資源化の促進施策を事業所の規模別に展開していきます。その中で、様々な情報提供や排出指導だけでなく、事業系ごみの分別排出や資源化ルートの確保を行います。

### 取り組みの例

- 大規模事業所の対象規模見直し  
面積要件のみではなく、ごみ排出量の観点を導入し、特定事業者の対象を拡大し、さらなる事業系ごみの減量につなげます。
- 中小規模事業者が排出するごみの実態把握  
ごみの排出実態が把握しにくい中小規模事業者について、経済センサスの活用や事業者団体などと連携し、訪問やアンケートなどにより実態を把握し、効果的なごみ減量指導を実施します。
- 事業系ごみ削減マニュアルの作成及び情報提供の充実  
事業所から排出されるごみの減量、適正処理に向けて、事業系ごみの区分、品目、排出方法などを記載したマニュアルを作成し、啓発や減量指導などに活用します。
- 事業者を対象とした研修会の開催  
事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。
- 公共施設で発生する古紙類のリサイクル推進  
紙類の使用量が多い部局を中心として、一般古紙や機密文書のリサイクルのさらなる促進を図ります。



[日本産業廃棄物処理振興センター産業廃棄物処分課程 テキストをもとに作成]

図 38 事業系ごみの出し方

### 重点プロジェクト5 環境教育の普及啓発

- 幅広い年齢層の市民が気軽に楽しく環境問題に興味を持ち、3Rの取り組みに主体的に参加しやすいよう、環境教育出前講座やIT媒体などを活用した啓発を進めます。
- 環境に対する意識は世代差が大きく、比較的関心が低い傾向にある若年世代に対して、分別方法や処分方法を周知することで廃棄物の適正処理を推進します。

### 本市における環境教育の現状

- 環境教育出前講座を中心に様々な機会を通じて環境教育・学習、啓発を行っています。

環境教育出前講座	ECOポスター コンクール	ECOファミリー フェスタ
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ パッカー車派遣や紙すき教室等 【49回】</li> <li>○ 地域フェスタでのごみ分別 【22回】</li> <li>○ 自治会等でのごみ減量講座 【15回】</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小中学校からの応募 【347作品】</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境関連イベントの実施 【来場者数1,500人(H29)】</li> </ul> 

(注)【 】内は、特に記載がないものはR1年度実績

表 26 環境教育出前講座のメニュー

番号	事業名	事業内容	対象
1	ごみ処理のながれとスケルトンパッカー車の派遣	小学4年生で習う「くらしとごみ」に合わせたごみ処理のながれ、分別の必要性について説明	小学生高学年(主に4年生)
2	スケルトンパッカー車派遣と紙芝居	幼児期から環境に興味を持ってもらえるよう、手作り紙芝居を通じてごみの分別・減量について説明、パッカー車と記念撮影	保育所・幼稚園など
3	自分だけのエコバックを作ろう！ ～もう、レジ袋はいらない～	世界でひとつだけのマイバックづくり	小学生(低学年)保育所・幼稚園など
4	エコキャップアート ～ごみから作れる芸術～	ペットボトルを用いて分別の必要性を伝えるとともに、ペットボトルのキャップを活用した絵の制作	小学生(高学年)中学生・一般など
5	紙すきハガキ作り教室	紙すきで牛乳パックからハガキを作成	小・中学生一般 など
6	ごみの分け方・出し方教室	ごみ・資源を出す曜日など、正しいごみの分け方出し方について説明	一般 など
7	雑がみをリサイクルしよう ～かみはごみじゃない～	日常生活で出る紙にはリサイクルできるものがたくさんある。雑がみ袋を活用して雑がみのリサイクルの説明。	小・中学生一般 など
8	やってみよう！ 資源ステーションで分別	職員が、地域で実施されるフェスティバルやイベントに出向き、ごみを分別して出してもらう「資源ステーション」の指導を実施	小・中学生一般 など
9	ECOポスターコンクール	3Rの推進・地球環境保全や環境美化を推進するためのポスターコンクール	小・中学生
10	みんなで減らそう食品ロス！	食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」について学び、減量のための取り組みを一緒に考えるワークショップ	小・中学生一般 など
11	地球温暖化って何？ ～みんなでとめよう地球温暖化～	台風の大規模化や異常気象の原因といわれる、地球温暖化について、仕組み・原因・対策などの基礎的な学習や、省エネルギーに関する実験(LED・蛍光灯など)や電気自動車の説明	小学生(高学年)
12	みんなで考えよう！エネルギー問題	エネルギー問題について学んでもらうとともに、クリーンエネルギー自動車である水素自動車の紹介や電気自動車の試乗を通じた体験学習	小学生(高学年)
13	生活騒音について考えよう	パンフレットを活用し、生活騒音について説明。	小・中学生一般 など

## 取り組み方針と取り組みの例

ごみ減量や分別の取り組みが進んでいない層を中心に、ごみ減量の必要性と、その日から始められる具体的な手法について啓発を行います。

### 取り組みの例

- 様々な世代を対象にした環境教育・環境学習の充実  
今後顕在化するごみ問題をテーマとした環境教育出前講座をメニューに追加するとともに、学校園や地域団体へ啓発を行います。
- 大学などと連携した学生向けの啓発  
情報が届きにくい大学生に対して、東大阪市大学連絡協議会などと連携し、ごみ問題や分別の必要性について理解を進め、啓発を行います。
- ごみ減量の市民向け講演会やリサイクル教室などの開催  
市民を対象としたごみ問題にかかる講演会や不要になった材料を用いたリサイクル教室などとおして、日常生活におけるごみ減量の実践と環境への意識の高揚を図ります。
- 家庭に対する地球温暖化問題の周知  
家庭から出る温室効果ガスの見える化とエネルギー削減対策の提案を行う「うちエコ診断」の実施などとおして、地球温暖化問題への関心を高めます。
- 地域で学習しやすい啓発物の作成及び提供  
地域ごみ減量推進員及び地域ごみ減量協力員と連携し、地域内で自主的に学習ができるよう、分かりやすい啓発物を作成し、活用していただくことで地域内での情報共有による行動の波及を図ります。
- IT媒体による情報の充実  
3Rに関する必要な情報を適切なタイミングで提供できるよう、市ウェブサイトやスマートフォン・タブレットなどの情報端末向けアプリによる情報発信を充実します。
- 事業者を対象とした研修会の開催【再掲】  
事業者を対象とした研修会を開催し、事業者へのごみ減量にかかる意識づけを行います。また、市と事業者のネットワークづくりを行い、事例の共有など情報の展開を図ります。



## 6 計画の進行管理

### (1) 基本的考え方

計画を円滑・着実に、また、より高次の取り組みの展開をめざすため、Plan(計画の策定)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆるPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

また、計画推進のために、市民・事業者・各種団体との連携強化による計画推進体制を充実します。

### (2) PDCAサイクルに基づく計画の進行管理

本計画に基づき、一般廃棄物処理実施計画(毎年度作成)、分別収集計画などを策定し、具体的な施策を実施します。進捗状況に関する点検・評価の結果は、市政だよりや市ウェブサイトなどを活用し、広く市民に公表していきます。

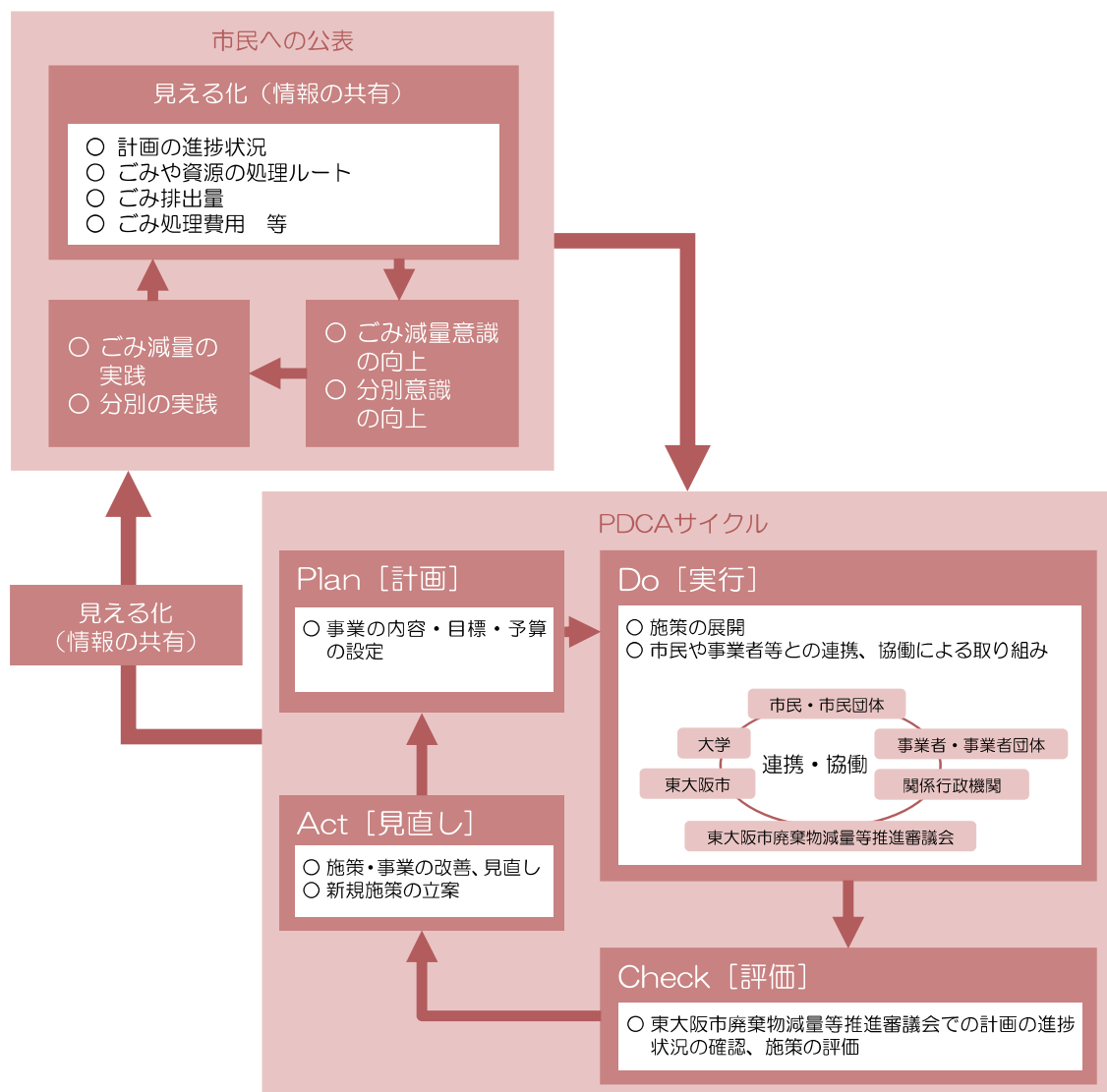


図 39 計画の進行管理方法